

広島県収受	
第 号	
-3.2.15	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬生薬審発 0215 第 1 号
令和 3 年 2 月 15 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

医薬品の一般的名称について

標記については、「医薬品の一般的名称の取扱いについて（平成 18 年 3 月 31 日薬食発第 0331001 号厚生労働省医薬食品局長通知）」等により取り扱っているところです。今般、我が国における医薬品の一般的名称（以下「JAN」という。）について、新たに別添 1 のとおり定めたので、御了知の上、貴管下関係業者に周知方よろしく御配慮願います。

また、「我が国における医薬品の一般的名称の変更について（その 1）」（平成 19 年 8 月 6 日薬食審査発第 0806001 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）の別紙 1 及び参考中の記載内容について、別添 2 のとおり訂正するので併せて御留意願います。

(参照)

「日本医薬品一般的名称データベース」<https://jpdb.nihs.go.jp/jan/Default.aspx>
(別添の情報のうち、JAN 以外の最新の情報は、当該データベースの情報で対応することとしています。)

